

**環境保全活動の活性化方策のあり方について  
(主要な論点)**

## 1. 環境保全活動活性化の基本的考え方

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などあらゆる主体が連携・協力して環境保全活動を展開していくためには、社会の構成主体がみなで積極的に参画し応分の責任を果たしていくことが必要であること、各主体が持っている人材、資源、資金等を最大限有効に活用するためにはパートナーシップが有用なツールであること、各主体が個別に環境保全活動に取り組むよりはパートナーシップに基づいて各主体が活動を展開していく方が効果が大きいことを認識し、各主体の間で役割分担の明確化を図りつつ、参加と協働を進めるための社会的制度的な基盤整備を行い、これによって具体的な活動の展開を図っていくことが必要である。

### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・環境保全活動が活性化された状態とはどのような状態をいうのかについて議論すべき。また、どのような状態になったら環境保全が達成されたというのかについても示すべき。

### (1) 行政と民間団体の相互理解の促進と役割分担の明確化

従来は社会経済における環境保全活動の分野は大きく「公」と「民」に分かれており、「公」の部分の行政が、「民」の部分の事業者が担っていた。しかし、近年、社会経済の変化に伴い、民間団体が新たに社会経済の担い手として登場してきた。また、ボランティア活動の活発化や情報公開制度の浸透により、国民も社会経済の表舞台で存在感を発揮し始めている。民間団体は多様なボランティア活動の核となる新しい公共組織となりうるものであり、行政や民間企業だけでは担えないような新たな領域を民間団体に任せるべきと考えられる。

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国は、それぞれに社会経済の中で果たしうる役割、持てる能力が異なっている。例えば、民間団体と事業者を比べるとコストの効率性の点では民間団体に比べて事業者の方が優れているが公開性や透明性の点では民間団体の方が優れている傾向があり、また、民間団体や学識経験者が行政、事業者、国民のトライアングルの中に入って調整役を果たすのが効果的であると考えられる。能力や特徴が異なる複数の主体が社会経済を担うことで、行政と事業者の二主体だけが支える社会経済に比べてより活性化された社会が実現すると考えられる。

これらあらゆる主体が効果的・効率的にその能力を発揮するようになるためには、互いの能力、長所や短所に対する理解を深め、共に協働して活動を行っていくという基本スタンスに立った上で、互いのパートナーシップに基づいた役割分担のあり方について共通認識を形成する必要がある。このためには、まず、環境保全活動に係る参画と協働のための共通目標を持つことが重要である。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・ NPO の存在意義に関する基本的な考え方の提示が必要。
- ・ 行政と民間団体が、協働をする前に、相互認識を高めることは、またお互いどこまでできるかを把握するために、非常に重要である。
- ・ 社会の中での NPO の位置づけを明確にするべきではないか。
- ・ 行政機関・企業・NPO の協働やパートナーシップが求められるが、パートナーシップは何を目指すのか、理念を明確に提示すべき。
- ・ 環境 NPO に対する正しい理解を促し、企業・行政との間で相互理解を進めていくことが、NPO の基盤強化にも、協働促進にも不可欠である。
- ・ 行政と NPO の相互理解のために、まずは交流が必要。
- ・ 環境省は環境行政の中長期的なビジョンを示し、その中で NPO が担った方がより付加価値のある分野を明確化する必要がある。
- ・ 相互理解のための場作りが必要。県域ごとに NPO と県、市町村職員の「お見合いの場」を設けるべき。パートナーシップ以前に相互認識と相互理解が進む。

#### ( 2 ) 参画と協働のための基盤整備

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国との役割分担に則って、各主体が自主的に積極的に環境保全活動に参画し、また互いのパートナーシップに基づいて協働して取組を進められるよう、国や地方公共団体は、ハード・ソフトの両面で社会的制度的な基盤を整備していく必要がある。

具体的には、参画と協働による環境保全活動を促進する上で必要と考えられる、人、カネ、情報、活動の場、技術、体制等に関するさまざまな面からの枠組みや条件について、基盤を整備することが必要である。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・ 市民や NPO が政策決定に参加できるシステムを早急に整備する必要がある。
- ・ 情報の公開と市民参加が、消費者や市民の関心を高める上で最も有効な手段であり前提であると考える。

#### ( 3 ) 具体的な活動の展開

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などのあらゆる主体の役割分担に基づいて、

参加と協働の基盤を用いて、実際に具体的な活動を展開することが重要である。様々な地域、分野、形態において具体的な環境保全活動を開始し、各主体のパートナーシップを構築して活動範囲を拡大していくことが必要である。

#### (4) 地域からの環境創造立国

環境は、生活のあらゆる時、あらゆる場所で、我々を含む社会の各構成主体と関わりを持っている。すなわち、環境こそが社会を貫徹する太い背骨であり、活気のある豊かな社会を構築する発想の起点となりうるということの意味する。社会のあらゆる主体が、自らの存立基盤たる環境を保全することの必要性や各自の自主的積極的取組の重要性を認識し、対話や協働の促進を通じて、相互の協力と連携を図りながら、様々な環境保全に係る具体的取組を促す基盤が整備されることにより、それぞれの地域において、環境を発想の起点とし、環境を通じて地域の活力を取り戻し地域の活性化を図ること、すなわち「地域からの環境創造立国」を実現できる。

また、こうした環境保全活動は、北九州市に見られるように、地域内にとどまらず、国際的な場にまで活動範囲を広げていくことも期待されよう。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・先進的な活動を評価するだけでなく、その取組を地域で広げていくために、各種団体が目的意識を持って連携していくことも必要。
- ・環境保全という視点だけでなく、地域振興の視点もセットで考えるべき。
- ・省庁間の連携に基づく地域振興を含めた環境保全のための施策を考えるべき。

## 2. 環境保全活動を促進する上での課題

各主体の自主的な環境保全活動を実施していこうとの機運は生じつつあるが、1で述べた環境保全活動の活性化に係る基本的な考え方を実現していくためには、次に述べるようないくつかの具体的かつ決定的な課題が存在している。

#### (1) 人材の育成・確保、専門性の養成

課題の第一は、環境保全活動の主たる担い手となる人材の育成・確保と、それらの人々の専門性の養成である。

行政や事業者からパートナーシップの相手方として信頼されうるだけの基礎的能力を強化し、国民や事業者、行政から資金を効果的に集めるためには、民間団体の会計能力、広報・宣伝能力、情報収集・頒布能力、対外説明能力、環境保全上の課題の各分野に係る専門性、

政策提言能力を強化することが必要である。これには、国や地方公共団体による公的な研修制度だけではなく、行政、事業者、大学等との間で人材交流を促進したり、NPO 活動に係る基礎的知識・認識を普及することで人材を集めたり、専門知識を有しそれを提供する意志のある企業退職者と NPO とを結びつけていく等、幅広い手法が考えられる。

人材については、現場で活動ができる人 環境保全活動のリーダーとなれる人 各種の活動をコーディネートできる人 という三種類のタイプの人材が育成される必要がある。これらに加え、行政、民間団体、事業者等の各主体を協働させるためのコーディネーターも必要である。人材育成の過程では、講義だけでなく現場で実際にパートナーシップづくりに携わる活動経験も取り入れることが重要である。また、環境保全上の課題についての視野を全国的・分野横断的に広げることで政策提言能力の強化を図っていくことが望ましい。

## ( 2 ) 情報の提供

課題の第二は、情報の提供である。

環境保全活動に必要な資金を得るための基金・補助金の情報、具体的な環境保全活動の事例等、環境保全活動を促進する上で有益な情報について、利用しやすい形で提供することは、活動の範囲・規模の拡大に大きく貢献する。具体的な手段としては、パソコン等必要なインフラを整備しインターネットの活用を図るほか、連絡会議などにより情報交換の場を設定すること等が考えられる。

## ( 3 ) 資金の確保

課題の第三は、活動資金の確保である。

民間団体の活動を制約している大きな要因は、事業費や組織運営費（事務管理費）の不足である。民間団体の地域における環境保全活動は、当該地域で広報・宣伝活動を行って地域住民の支持・支援の下で展開していくのが本来の姿である。しかし環境保全活動が効果を現し地域住民の支持を得るまでには相当な時間を要することから、それまでの立ち上げ期を中心に、民間団体の活動に対し基金・補助金などによる財政的な支援を充実していくことが必要である。

また、民間団体等が、自らが行う環境保全活動を事業として実施することにより資金を確保する方法について考慮する必要がある。

## ( 4 ) 協働のためのルールづくり

課題の第四は、協働のためのルールづくりである。

民間団体が活動の規模・範囲を拡大していけない要因の一つには、行政や事業者が民間団体を事業の実施主体として見なしていないことがある。民間団体の環境保全活動は行政や事業者等とのパートナーシップの下に行われることによってより効果的なものになり得ると考えられることから、行政や事業者の側で民間団体を事業の実施主体として参入可能にしパートナーシップの下で事業を推進する枠組みを構築するなどルールの整備を進める必要がある。

る。

また、行政については政策評価の動きが進んでいるが、民間団体の活動についても、活動自体や団体、人材について客観的に評価する方法とシステムが必要である。こうした仕組みを通じて、民間団体の信頼性が向上するとともに、民間団体同士が自由に競争する形となり、民間団体の間に活気が生まれてくることが期待される。

**【ヒアリング等の主な意見】**

- ・行政や産業界が市民やNPOを対等な交渉相手として認めることが重要。
- ・環境の保全に関する国及び地方公共団体の施策は、事業者、国民と協働して行うべきであるという協働原則を明確にすべき。
- ・環境保全活動に取り組んでいる人たちにその成果を目に見える形で提示して上げることが必要。
- ・行政を含めた関係機関相互の活動内容と成果に対する評価（検証）が必要。単なる意見交換や情報交換の場ではなく、互いに評価しあいより活動の成果を高めるためのプログラムの改善を目指すべき。
- ・環境保全活動の効果を把握・評価する方法を確立する必要。

**（５）参加人口の拡大**

課題の第五は、参加人口の拡大である。

民間団体等の環境保全活動を活性化させるためには、専門性を有する人材の育成にとどまらず、広く一般の国民の関心を高めその参加を促すことが必要である。このため、学校や企業等も含めた多様な場において環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の土壌を豊かにしていく必要がある。

また、家族全体で取り組むような活動や各個人が気軽に取り組める活動のためのツールを開発・普及したり、環境保全活動に取り組んでいる人たちにその成果が目に見えるようにすることで、活動の幅を広げていくことが必要である。

**【ヒアリング等の主な意見】**

- ・意識調査によると環境意識が高い人は多いのに、活動への参加につなげていない。これは何故なのかについて、原因を掘り下げて考える必要がある。

**（６）ネットワーク化**

課題の第六は、活動やそれを支える組織のネットワーク化である。

住民や風土、自然環境等がそれぞれに異なる様々な地域の活動体の連絡・情報交流体制を構築し環境保全活動のノウハウを共有していくために民間団体同士がネットワーク化を進めることは、それぞれの環境保全活動の幅やバリエーションを豊かにしていく上で非常に有

効である。多種多様な事例情報があれば、民間団体は、その中から選んだり組み合わせたりしてそれぞれの地域にあった活動形態を採用できる。ネットワーク化を推進するためには、つなぎ役を果たす協働コーディネーターが大きな役割をもつ。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・コーディネートを担うインターメディアリー（中間支援組織）や協働のコーディネーターが重要。

### （ 7 ） 海外への活動展開と海外からの受入

第七に、海外への環境保全活動の展開と海外で活動している民間団体の受け入れがある。

民間団体の活動範囲は総じてあまり広くなく、活動が根ざしている地域の周辺で止まってしまうことが多い。しかし、地球環境問題への対応を図る観点からは、海外の現場で当地の民間団体等と連携・協力して環境保全活動を行ったり、海外の同様な民間団体を受け入れて協働して事業を行ったりすることが求められる。また、海外で活躍した企業 OB 等を我が国の民間団体に受け入れるなど、その経験やノウハウを活かしていくことも必要である。

## 3 . 具体的施策の考え方

我が国においては、様々な自主的・自発的な環境保全活動が展開されている。例えば、NPO が中心となり、国民、事業者、地方公共団体を巻き込んでパートナーシップを形成しつつ、全国各地で里地・里山の保全を目的として様々な活動を展開している例、広域レベルで廃棄物の減量化やリサイクルの意識向上を通じて最終処分量の大幅減量、資源リサイクルの促進の一端を担っている例、自治体単位で、中小企業でも少ない負担で運用可能な独自の環境マネジメントシステムを開発してその普及に取り組み、地元企業の環境負荷の低減に寄与している例が見られる。このような活動は、環境を大事にしようという各主体の意識の高まりやそれを達成しようという使命感がそれぞれの立場で具体的な行動として発現したものと言える。

環境保全活動の活性化は、こうした国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の発意、熱意を生み出し、育てていくための基盤の整備が鍵である。

### （ 1 ） 地域からの活動の促進

## 参画と協働による自主的な活動計画づくり

各地域の環境保全活動がその地域で活発に展開されているかどうかは、その活動がバラバラに実施されるのではなく、多くの主体が一体となって参画し、協働の取組として実施されるかどうかにかかっている。

したがって、地域における環境保全活動を活性化するためには、様々な主体が一体となって参画・協働できる機会を創り出すことが重要であり、その一つの手法として、地域における自主的な環境保全活動計画づくりがある。こうした計画づくりは、その過程で、多くの主体がそれぞれの活動のあるべき姿を議論していくことで、各主体が自らの役割を自覚し、活動の中での一体感を醸成し、地域ぐるみの活動展開へと発展させる良い機会とすることができる。

### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・地域の当事者が中心となって、本当にやりたいと思う事業を立ち上げることが重要。
- ・自然環境を考える最小の単位である流域というエリアを活動単位とした視点で総合的な施策を考えるべき。
- ・自主的・積極的環境保全活動を実施する場を創出していく必要がある。特に、NPOに一定の役割を与え、環境行政の推進の中で活用して行くべき。
- ・「里地ネットワーク」「京のアジェンダ」の作り出した結果だけでなく、それぞれが各地域、現場で試行錯誤するプロセスそのものを明らかにしたケーススタディを提示すべき。

### = 論点 =

この計画の対象とする地域は、町内会レベル、市町村、都道府県、広域レベルなど、どの程度の広がりを考えるか？行政区画との関係はどう考えるか？  
策定の主体をどう考えるか？  
行政の関わりはどうあるべきか？その中で国の役割は何か？

## 地域の活動の核であり運営体制を担う組織体の設立

地域の活動計画の推進主体として、地域内の国民、事業者、民間団体、地方公共団体等が対等な立場で参画する中核的な組織体が必要である。こうした組織体は、縦割り構造になっている行政に比べ、様々な分野の取組を総合的に推進することが可能であり、様々な環境保全活動の核となり、様々な活動を一体としてコーディネートできる。また、地域で環境保全活動を実施している個々の構成員に対し、団体の運営や個々の環境保全活動に関する助言



・指導、資金の斡旋等の支援を行える。このためには、各種の活動をコーディネートし組織体を運営する能力のある人材が重要である。

当該組織体の運営に当たっては、当該地域の中に閉じこめられることなく地域外の人も参加できるような体制を確保し他地域との情報・ノウハウの交換を可能にすることも必要である。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・この組織体に求められる人材及び機能として、種々の「環境保全技術」を客観的に評価できその実施にも責任を持てる事項を盛り込んでいただきたい。
- ・機能するネットワーキングやパートナーシップを生み出すためには、行政や企業とNPOをコーディネートする中間支援組織が重要である。
- ・環境保全・活動支援・人材育成・環境教育等を行う流域単位のNPO法人の育成と運営のための人材の確保が必要である。
- ・中央政府や都道府県は所管ごとに流域を細切れにしてしまう縦割りの世界だが、民間には所管は存在しないので、この民間組織をうまく使っていく必要がある。
- ・縦割りを排除して環境保全施策・活動がスムーズとなる行政サイドの内的改革を行うとともに、部局間の横断的・連携的な執行等が必要。
- ・持続可能な開発を目指す事業は、NPOがコーディネートするプラットフォームがイニシアティブを握り、パートナーシップの枠組みで進めるべき。この鍵を握るのは中間支援型のNPOであり、そのような団体の意義や強化策を具体的な事例をもとにした綿密な考証から課題抽出を行い、その上で施策をまとめるべき。
- ・一つの問題を解決するためにネットワークを組むことはそれほど難しくはないが、それを維持していくことは難しい。
- ・ネットワークの結節点として、NPO支援のNPOが重要。

#### = 論点 =

- 組織体は、どの程度の地域的広がりをもとに設立するのが適当か？
- 組織体の構成員、運営体制、財源をどう考えるか？
- 地球温暖化対策地域協議会等の組織との関係をどうするか？
- 国の役割は何か？

#### 地域活動拠点の確保

自主的な活動計画に基づいて地域としての一体的な取組を推進していくためには、活動計画を実施する地域ごとに活動拠点を確保して情報交換や交流を促進し、各主体間のパートナーシップの推進、様々な環境保全活動の促進を図る必要がある。活動拠点は、地域の誰もがアクセスしやすいようにするとともに、様々な情報が入手できるようにする必要がある。こうした拠点は、必ずしも新設する必要はなく、公民館や地域に整備されつつある市民活動サ

ポートセンター、環境情報センター等の施設を積極的に活用していくことも考えられる。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・ 定点での活動拠点がなくことから、公共施設での無料化を希望。また、環境教育を行う際に関係機材等が足りない。
- ・ 環境保全活動を促進するための支援センターが各地にできているが、これは「公設・民営」という形がおそらく一番適当である。
- ・ 活動の拠点を作って欲しい。公民館でも使用するのにそれなりの料金がかかる。これは資金力の乏しい団体にとっては大きな負担。
- ・ 地方単位で、行政とNPO等とを取りまとめる拠点あるいは体制が必要。
- ・ 情報提供については、各団体の情報発信能力を支える基盤整備が必要と考える。
- ・ NPOの活動支援としては、公共施設の一部屋、コピー等事務機器の貸し出し、商業街の空き店舗の貸し出し、企業についても社会貢献活動の一つとしてオフィススペースの提供等が可能。

#### = 論点 =

活動拠点の設置主体、運営主体、財源をどう考えるか？

様々な活動拠点の関係をどう考えるか？

行政の関わりはどうあるべきか？その中で国の役割は何か？

## (2) 多様な人材の育成、確保

### 幅広いレベルの人材の育成・確保

環境保全に関わる人材を認定・登録する環境省の施策として環境カウンセラー制度があり、また、自治体では環境アドバイザーや環境リーダーの育成等を行っている例も多い。環境カウンセラーは、現在、全国で約 3000 人で、環境保全に関する専門的知識や経験を生かして環境保全活動に対する助言・指導等の自主的な活動を行っており、地域ごとに環境カウンセラーの協議会が形成されているのに加え、昨年には全国連合会も発足した。

しかし、各地域における環境保全活動について綿密な助言・指導を行っていくためには、環境カウンセラーの数は十分ではなく、また、各カウンセラーの資質の向上のために必要な研修も十分には行われていないことから、これらの問題点を解決し、その推進を図っていくことが求められる。

さらに、ブロック全体から流域、町内会に至るまでの様々なレベルにわたる環境保全活動を適切に行っていくためには、様々な知識や能力を有する人材が必要である。環境保全活動に対して助言・指導を行える人材だけでなく、各種の環境保全活動をコーディネートする人材、環境保全活動を主唱・牽引するリーダー的人材、現場で実際の活動を行う人材など、幅広い人材を育成・確保する必要がある。こうした人材は、地域ごとに核となって

活動を実施できるよう、配置を考えていく必要がある。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・明確な目的の下に、一定規模の人数を継続的に養成し、その後も職業的に就業できるよう、大規模なシステムを作る必要。
- ・NPOの構成員、中間指導者、上級指導者といったそれぞれのレベルに合わせて必要な研修を施し、人材を段階的に育成していくようなシステムが必要ではないか。また、修了者は環境省で登録簿を作り、環境NPOの人材バンクとして公開するべき。
- ・地域で環境保全活動を立ち上げようとしたときに、当該地域に人材を求めることは必ずしも容易なことではないことから、環境保全活動のノウハウを持った人材について全国的な人材バンクを作るべき。
- ・環境保全活動をリードできる人材、環境保全活動をコーディネートできる人材、環境保全活動について中立的に助言・指導できる人材を育成する必要。
- ・環境カウンセラーは、環境活動評価プログラム導入支援等の日々の活動を通して環境保全活動のノウハウを蓄積している。
- ・日本各地のセンター、館等の施設や人材を結びつけるソフトの開発と運用を環境カウンセラーに任せるべき。
- ・環境カウンセラーは、過去の活動経験を加味して認定の是非を判断しており、優れた制度。今後は専門分野における能力もこの手法で認定していく方向で考えるべき。
- ・環境保全活動アドバイザーの資格を法定化し、一定の研修を受講し、試験に合格した者以外の者は環境保全活動アドバイザーと名乗れないようにすべき。学校の規模に応じて、一定の人数の環境保全活動アドバイザーを小学校におかなければならないこととすべき。
- ・環境NPO団体、環境カウンセラー制度や環境アドバイザー制度がリストのみではなく、実際に働くようにすることが重要。文部省と環境省がパートナーを組み、その派遣をサポートしていく体制づくりが望まれる。

#### = 論点 =

学生、主婦、社会人、退職者、高齢者など、幅広い人材を体系的に育成・確保するための研修制度はどのようにあるべきか？

育成・確保された人材についての対外的な能力の証明を行う仕組みはどうあるべきか？

これらの人材は、どの程度の人数を、どの程度の地域的広がりの中で配置するのが適当か？

地球温暖化防止活動推進員等の既存制度に基づき委嘱されている人材との関係をどう考えるか？

## NPO 活動を支える人材の育成、確保

NPO 活動を支える人材については、各個人の能力に応じた研修メニューを用意し、段階的に様々な能力を身につけられるような形で、環境保全に関する専門的知識、組織マネジメント・コーディネート能力、会計能力、情報収集・発信能力、コミュニケーション能力、資金獲得能力、マーケティング能力等の育成を目的とした研修を行い、人材の育成に努めることが求められる。

また、NPO 活動に従事する人材を海外の NPO や企業、地方公共団体、国に一定期間派遣することは、環境保全活動に係る各種ノウハウの獲得に有効である。

### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・ NPO の自主・自立のための研修（組織マネジメント、コーディネーター、プログラムディレクターなど専門性・指導力、調査技術能力、資金獲得、交渉力情報収集・発信能力、マーケティング力等の育成）が必要。
- ・ 環境 NPO 団体、環境カウンセラー制度や環境アドバイザー制度がリストのみではなく、実際に働くようにすることが重要。文部科学省と環境省がパートナーを組み、その派遣をサポート体制づくりが望まれる。
- ・ 企業退職者の発掘が必要。
- ・ 民間と行政の人事交流を図ることが必要。
- ・ 環境 NPO 等をさらに充実させ、職業として確立するまでに専門性、組織力を持ったものにすべき。
- ・ 人材育成においては、先進的な民間活動団体における OJT によること、研修等においては補助金等を大幅に拡大すること、その際には組織内の代替職員等の雇用費用も含むこと、行政職員・企業からの出向、企業人のボランティア休暇の浸透、大学生・研究生のカリキュラム必修かといった新たな仕組みの導入が必要。
- ・ 市民活動の専門家を派遣して、市民の環境保全活動を指導して欲しい。

### = 論点 =

NPO を支える人材の体系的な研修のあり方はどのように考えるべきか？

国は、こうした研修にどのように関与すべきか？

企業退職者等の活用はどのようにすべきか？

## 3) 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習を推進していくため、人材の育成・確保及び活用、場や機会の整備・拡充情報やプログラムの整備・提供を推進することが必要である。

具体的には、それぞれの地域において、環境教育 NPO や環境カウンセラーなどの自ら境

教育に当たることのできる人材を活用していくとともに、核となる組織体を中心となってそれらに必要な支援を行うことが必要である。

場や機会の整備・拡充については、こどもエコクラブ事業等の取組の一層の推進を図るとともに、地域においては環境教育・環境学習のための活動拠点を整備・確保していくことが必要である。

プログラムや情報の整備・提供の拡充については、地域の環境や条件に応じた多様なプログラムの整備・提供や、必要な情報を必要なときに手軽に引き出せる仕組み、情報のネットワーク化が必要である

特に本年4月から本格導入された「総合的な学習の時間」での取組を含め、教育行政と環境行政との連携を強め、取組を加速化していくことが求められる。

#### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・自然とふれあう時間を増やすこと、場を創出すること、指導者を育成することが重要
- ・環境教育を実施する場を創出していく必要がある。
- ・ハードのみが整備されてその後利用されていない事業を見直し、利用を促すソフト開発及び運用のための人材確保を進めるべき。
- ・環境教育、環境学習を初等教育段階から学校教育、社会教育体系に明確に位置づけ、生涯にわたり継続的に行うことが必要。
- ・NPO、企業などの協力を得て、カリキュラム作りの段階から関わっていく体制を検討する必要がある。また、生涯教育の中に位置づけ、PTAとも協力していく必要。
- ・環境部署と学校、生涯学習センター等の教育現場との横の連絡が少ない。
- ・環境教育は成果が見えにくいいため、環境教育を受ける、環境保全活動をする、成果が得られる、といった一連の流れを示す何らかの指標を設けたらどうか。
- ・環境教育について教員の研修制度を充実させるべき。
- ・学校、企業等の場での環境学習が活発に展開されることが重要。まずはそのための指導者の育成が重要。
- ・環境教育に専門的に詳しいひとからのアドバイスが必要。その方が学習に深まりがでる。
- ・学社融合を目指して、専門的な知識を持った人の出前講座をすべき。
- ・学校の教諭が環境教育のエキスパートになるよりも、NPO や環境カウンセラー等の人材を学校内に取り入れる方が有効。
- ・環境教育については、地域ボランティアとの連携が必要。また、ボランティアに実費弁償して継続性を高める必要。
- ・地域の企業等の参画が重要。
- ・学校教育との連携は公益性が高く、積極的に協力したいものの、要請の増大や継続性を考慮すると、ボランティア的対応には限界がある。また、野外活動における安全確保や法的責任、保険等リスクマネジメントについても考慮する必要。
- ・中学校や高校の入試に環境関連の問題を入れるよう指導すべき。教職免許においても環境関連の知識を問うこととすべき。
- ・子どもの教育もさることながら、大人の教育も必要ではないのか（子どもは大人の行動をまねる）。
- ・学校間や諸団体との交流をするためにも、早期の光ファイバー等高速通信網の整備が必要。

- ・全国にある国営・公営の保養施設を利用して、自然体験学習のツアーや講習会を企画すべき。
- ・地域における環境保全・環境学習活動発表等環境啓発イベント等を開催すべき。
- ・内容のある体験的環境教育が必要。成長過程、年齢に応じた系統的教育が必要。

**= 論点 =**

- 環境教育のための人材の確保やその活用方策はどうすればよいか？
- 環境学習のための活動拠点はどのようにあるべきか？
- 場や機会の提供は、国としてどこまでやればよいか？
- プログラムの整備や情報提供の効率的なあり方はどうすればよいか？

**(4) 地球環境基金の目標の明確化、重点化**

平成5年に創設された地球環境基金は、本年で10年目を迎え、環境NPOの活動を支援する上で大きな効果を上げている。しかし、基金への寄付金は思うように集まっておらず、また、昨年12月に出された「特殊法人等整理合理化計画」では、地球環境基金事業を環境事業団から公害健康被害補償予防協会の業務を承継する独立行政法人に移管するとともに、目標の明確化や業務の縮減、重点化、第三者機関による評価の実施とその事業・予算配分への反映等を行うこととされた。

このため、これまでのNPOに対する助成事業については、助成事業の分野や対象の見直しが求められている。また、その中でも地方の基盤の弱いNPOを支援するようなNPOの役割が注目されている。

一方、海外における活動に対する助成についても、ヨハネスブルクサミットでの議論等を踏まえて、同様に明確化、重点化を図っていく必要がある。

**【ヒアリング等の主な意見】**

- ・環境保全活動が効果を現し地域住民の支持を得るまでには相当な時間を要することから、立ち上げ期を中心に民間団体の活動に対し資金支援を行うとともに、資金情報を提供して欲しい。
- ・NPOの自立性・独立性を阻害しない形の公的助成が必要。
- ・国が進めるべき施策や、民間NGOの提案の中でも有意な活動に対して長期的・計画的（政策的）な重点的資金運用も必要。
- ・NPOの基盤強化につながる助成の検討が必要。
- ・環境保全普及啓発や住民参加の保全活動等「ソフト」事業に対する予算措置が極めて貧弱。
- ・現行の基金助成や補助金を拡充するとともに、その枠にとらわれない、人件費や一般事務費（NPO等の管理費）等への手厚い補助が必要。
- ・小口の助成案件を増やして身近な地域での活動を支援する、人件費を助成金の対象に

- して政策提言活動等専門性を高める活動を支援すべき。
- ・助成費を人件費や事務局運営費にも充てられるようにすべき。
  - ・一つの事業について、地球環境基金と民間の助成金の併用を認めて欲しい。

**= 論点 =**

- ・ 現行の活動資金のみの助成対象範囲をどう考えるか？
- ・ 中間支援組織に対する助成をどう考えるか？
- ・ 同一団体への継続した助成をどう考えるか？
- ・ 他からの助成との併用についてどう考えるか？
- ・ 海外活動への助成のあり方についてどう考えるか？

### 5) 情報提供機能の強化

環境省は、民間の環境保全活動を支援するための取組として、様々な情報提供を行っている。特に地球環境パートナーシッププラザは、民間団体の行う環境保全活動と環境省との接点として一定の役割を果たしてきた。

国内外の様々な主体の環境保全活動事例、協働事例を収集・分析し全国各地に情報提供できるよう、情報提供機能を拡充することが必要である。特に、海外への情報発信を強化する必要がある。

また、環境保全活動の活性化という面では、各地域での環境保全活動の事例の収集・分析が大きな意味を持つことから、地域における情報収集・発信機能の強化を図る必要がある。

**【ヒアリング等の主な意見】**

- ・ 東京に集中する膨大な情報を整理し、地方の組織でも共有できるような有効なシステムを作るため、地域ごとに、環境保全活動のネットワーク組織を作る必要。また、国内外の環境保全活動団体との情報交換を行うためネットワークづくりを進める必要。
- ・ 環境政策や補助金情報、環境問題に関する一般的な情報提供について、もっとわかりやすく、かつ幅広い情報提供が必要。活動に携わっている人たちに情報が伝わらないと意味がない。
- ・ 国の政策や情報については、地元自治体では詳細な説明に苦慮する。ブロックごとにも国の拠点施設（発信基地）を整備し、地元自治体との連携等を進めて欲しい。
- ・ 日頃から NPO と行政の間で政策対話や交流の場を設けるべき。
- ・ 企業、行政と環境 NPO との連携を相互理解を進めるために、政策対話の場づくりや、人材交流を進めることが必要。

**= 論点 =**

- ・ 情報提供機能を果たすための仕組みはどうあるべきか？

地球環境パートナーシッププラザの機能をどうすべきか？  
地方における情報収集・発信機能はどのように強化すべきか？

#### (6) 環境保全活動の活性化を支える制度の整備

NPO 活動の大きな課題である資金の確保に関連して、既に認定された NPO 法人に対する個人寄付金の所得控除や法人寄付金の損金算入等の税制優遇措置が実施されているものの、認定要件が厳しいことから、対象となっている団体は全国で5団体にとどまり、このうち環境保全活動を実施している団体はない。NPO 支援税制は、NPO の活動を促進するために創設されたのにも関わらず、対象となる団体が少なく、現段階ではその本来の意義を果たし得ていない。

このため、認定要件を緩和について検討していくとともに、併せて税制優遇措置の拡充も検討していく必要がある。

##### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・ NPO の自立性・独立性を阻害しない形での税制優遇措置が必要。
- ・ 民間の資金や会員の会費が集まりやすいよう、寄附金等の面での優遇基盤を整備することが必要。
- ・ 「みなし寄附金制度」は、過去に公益法人の不適切・不明瞭な経理処理の温床になった事実もあり、慎重な議論が必要。

##### = 論点 =

認定要件の緩和のあり方はどのように考えられるか？

NPO 支援税制を使いやすくするためにはどうしたらよいか？

中間支援組織への支援税制をどのように考えるか？

個人が NPO に寄付を行いやすくなるためには、どのような条件整備を図ればよいか

#### (7) その他

##### 【ヒアリング等の主な意見】

- ・ 共同購入システムの構築や環境家計簿の取組等ライフスタイルの見直しを進めて行くべき。
- ・ 温暖化防止に協力した中小企業には銀行から低利融資を行うといった取組を進めるべき。
- ・ 自然環境と地域文化の再生という二つの命題を追うことが重要。
- ・ 環境 NGO がより政策提言できるシステム作りが必要。中央都市の代表ばかりでなく、地方からの意見や人材も活用すべき。



- ・地域の人々が自主的に企画した環境パートナーシップ事業について、国がモデル事業として補助金と専門家派遣で支援すべき。
- ・補助金・助成金のあり方についても見直しが必要（包括的補助金の必要性についても検討する必要）。
- ・米国のコミュニティ開発包括補助金制度が参考になるのでは。
- ・公務員、教員が国民の一人として自主的積極的に環境保全活動に参加して欲しい。